

自主的避難等対象区域（伊達市）に居住し、原発事故後に自主的避難を検討したものの、避難先での生活費の負担や申立人母の再就職等の問題から最終的には避難を断念した申立人ら（祖父、父、母及び未成年の子）について、避難の準備のために借りたアパートの家賃の一部や短期間での避難を行った費用の一部が賠償されたほか、申立人子の通学路の放射線量を考慮して自家用車で送迎したことにより負担した通学費増加費用（ガソリン代）や除染費用等（線量計購入費用、屋根修理及び雨樋交換費用）が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

#### 記

- (1) 避難費用（家賃等）  
（平成24年1月1日～同年4月末日）
- (2) 避難費用（短期避難費用）  
（平成24年5月1日～同27年3月末日）
- (3) 生活費増加費用（通学費増加費用）  
（平成25年4月1日～同27年3月末日）
- (4) 除染費用等（線量計購入費用）  
（平成23年7月29日）
- (5) 除染費用等（除染工事費用）  
（平成28年3月26日）

### 第2 和解金額

被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金526,401円の支払義務があることを認める。

（内訳）

(1) 避難費用（家賃等）	170,440円
(2) 避難費用（短期避難費用）	232,468円
(3) 生活費増加費用（通学費増加費用）	13,693円
(4) 除染費用等（線量計購入費用）	39,800円
(5) 除染費用等（除染工事費用）	70,000円

### 第3 支払方法

(省略)

#### 第4 除染費用について

##### (1) 除染費用を裏付ける領収証原本の授受

ア 申立人らは、被申立人に対し、第1項(5)の除染費用に関する下記領収証原本(以下「本件領収証」という。)を交付し、被申立人はこれを受領した。

##### 記

作成者	申立外A
作成日	平成28年3月26日
金額	480,000円

イ 被申立人は、本件領収証上に、被申立人が申立人らに対し本件領収証記載の金額のうち一部の支払いをした旨及び支払金額を記載した後、申立人らに対し、本件領収証を返還する。

##### (2) 除染費用の重複請求を行わない旨の合意

申立人らは、被申立人に対し、第1項(5)記載の除染費用に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

##### (3) 国や地方自治体等に対する個人情報の提供

被申立人は、申立人らが第1項(5)記載の除染費用について被申立人から支払いを受けた事実を証するために必要あるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人らの氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な範囲で提供することができる。

#### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

#### 第6 清算

申立人らと被申立人は、第1項に掲げる損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

(1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年1月4日

(仲介委員 竹内 英一郎)